

地域振興券の交付対象になるのは次の方です

平成11年1月1日において以下のいずれかの要件を満たす方が対象になります。

(1) 15才以下（昭和58年1月2日以降に生まれた方）の児童がいる世帯主の方

(2) 老齢福祉年金等の受給者等

① 次のいずれかの年金または手当を受給できる方

- ・老齢福祉年金
- ・障害基礎年金等
- ・遺族基礎年金等
- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・福祉手当（経過措置分）
- ・原爆被爆者諸手当

ただし、障害基礎年金等、遺族基礎年金等の受給者の一部の方は、受給者および受給者を扶養している方が個人の市民税（所得割、均等割両方とも）非課税の場合に限られます。

② 生活保護の被保護者、社会福祉施設の措置入所者等

(3) 65才以上（昭和9年1月1日以前に生まれた方）の市民税（所得割のみ）非課税の寝たきりの方

ただし、本人が扶養されている場合は、扶養者が市民税の（所得割のみ）非課税の場合に限られます。

また、寝たきりの方は平成10年7月1日以前に寝たきりになった方で、平成10年9月30日以前から基準日以降まで、病院や老人保険施設等に継続して入所していた方を除きます。

(4) 65才以上の個人の市民税（所得割、均等割両方とも）非課税の方

ただし、本人が扶養されている場合は、扶養者が市民税（所得割、均等割両方とも）非課税の場合に限られます。

問い合わせ先

新津市農・産業振興課商工振興係
TEL 24-2111 内線(475)

※詳しくは3月にお知らせします。